

調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 367 号森林整備部長通知）

一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
別紙 調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領 1 （略） 2 旅費交通費の構成 旅費交通費の構成は、次のとおりとする。 旅 費 交 通 費 (現地作業・調査及び打合せ等) 交通費 宿泊費 宿泊手当 (注) 現地作業、打合せ及び旅行日に係る技術者の基準日額は、直接人件費に計上する。 3 旅費交通費構成費目の内容 現地作業旅費交通費、打合せ旅費交通費は、現地作業・現地調査及び打合せ等に必要な経費で、交通費、宿泊費及び宿泊手当で構成する。 (1) 交通費 交通費は、現地作業・現地調査及び打合せ等を実施するために必要な技術者の移動に要する費用である。 (2) 宿泊費 宿泊費は、現地作業、現地調査、打合せ等を実施するために必要な技術者の宿泊に要する費用である。 (3) 宿泊手当 宿泊手当は、現地作業・現地調査及び打合せ等を実施するために必要な技術者の宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用である。 4 （略） 5 旅費交通費の積算 (略) (1)・(2) （略） (3) 現地作業旅費交通費の精算 ① 通勤により業務を行う場合 旅費交通費の算定において、交通費（鉄道賃、船賃、<u>ライトバン</u>経費及び高速料金）のみ計上することとする。 なお、測量作業においては、連絡車（ライトバン）運転経費は、測量標準歩掛の機械経费率等に含まれるため、別途計上しない。	別紙 調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領 1 （略） 2 旅費交通費の構成 旅費交通費の構成は、次のとおりとする。 旅 費 交 通 費 (現地作業・調査及び打合せ等) 交通費 日当 宿泊費（普通旅費・滞在日額旅費） (注) 現地作業、打合せ及び旅行日に係る技術者の基準日額は、直接人件費に計上する。 3 旅費交通費構成費目の内容 現地作業旅費交通費、打合せ旅費交通費は、現地作業・現地調査及び打合せ等に必要な経費で、交通費、<u>日当</u>、宿泊費で構成する。 (1) 交通費 交通費は、現地作業・現地調査及び打合せ等を実施するために必要な技術者の移動に要する費用である。 (2) <u>日当</u> <u>日当は、現地作業・現地調査及び打合せ等を実施するために必要な技術者に要する費用である。</u> (3) <u>宿泊費</u> <u>宿泊費は、現地作業・現地調査及び打合せ等を実施するために必要な技術者の宿泊等に要する費用である。</u> 4 （略） 5 旅費交通費の積算 (略) (1)・(2) （略） (3) 現地作業旅費交通費の精算 ① 通勤により業務を行う場合 旅費交通費の算定において、交通費（鉄道賃、船賃<u>又は</u>ライトバン経費及び高速料金）のみ計上することとする。 なお、測量作業においては、連絡車（ライトバン）運転経費は、測量標準歩掛の機械経费率等に含まれるため、別途計上しない。

② 滞在して業務を行う場合

【現地作業】

旅費交通費＝交通費×往復＋（宿泊費＋宿泊手当）×滞在日数

（注）交通費：鉄道賃、船賃、ライトバン経費及び高速料金

- ア 宿泊費は、国家公務員等の旅費支給規程（以下「財務省令」という。）別表第2の宿泊費基準額（職務の級が10級以下の者）に滞在日数を乗じた費用を計上する。
- イ 宿泊手当は、財務省令別表第3の宿泊手当に滞在日数を乗じた費用を計上する。
- ウ 宿泊費及び宿泊手当の積算単価は、財務省令に定められた額を消費税率で割戻した金額（円未満切捨て）とする。
- エ 交通費は、積算上の基地から滞在地までの移動に要する費用を計上する。
なお、滞在地から現地までの交通費は、別途計上しないものとする。
- オ 宿泊費の設計変更方法は、実際に支払った宿泊費（消費税率で割戻した額（円未満切捨て））と、アにより積算した費用を比較し、いずれか少ない費用とする。
なお、業務数量に変更が生じた場合は、変更数量に基づき算出した滞在日数に宿泊費基準額を乗じた費用と比較する。
- カ 宿泊費については、変更予定価格において落札率を乗じないものとする。

③ 現地作業旅費交通費の積算例

【滞在】

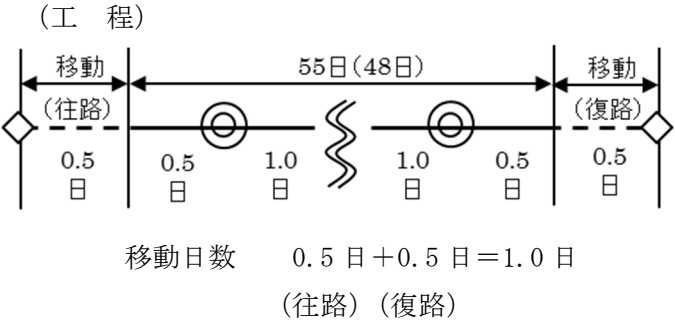
ア 積算条件

業務内容：測量業務

（削る。）

基地～滞在地までの距離：120km

職種区分	編成 (人)	外 業 実日数	滞在 日数
測量技師	1	35	48
測量技師補	1	40	55
測量助手	1	40	55



② 滞在して業務を行う場合

【現地作業】

旅費交通費＝（交通費＋日当）×往復＋宿泊費（1泊目）＋宿泊費×滞在日数

普通旅費相当分 滞在日額旅費相当分

(6)①の日当及び宿泊費 (6)②の滞在して業務を行う場合の宿泊費

（注）交通費：鉄道賃、船賃、ライトバン経費及び高速料金

- ア 宿泊費の積算方法は、目的地に到着した日は普通旅費による宿泊費とし、翌日から目的地を出発する日の前日までの日数について滞在日額旅費による宿泊費を計上する。
- イ 日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。
ただし、往復移動距離が100km未満の場合は、日当を計上しない。
- ウ 移動に要する日が0.5日未満で昼食を要しないことが明らかな日である場合は、2分の1を計上する。
- エ 日当は、ライトバンを利用する等により交通費実費が伴わない場合は、2分の1とする。
- オ ウ及びエの条件を同時に満たす場合は、日当を計上しない。
- カ 交通費は、積算上の基地から滞在地までの移動に要する費用を計上する。
なお、滞在地から現地までの交通費は、別途計上しないものとする。

③ 現地作業旅費交通費の積算例

【滞在】（技術者単価は、平成26年度単価を使用し計算）

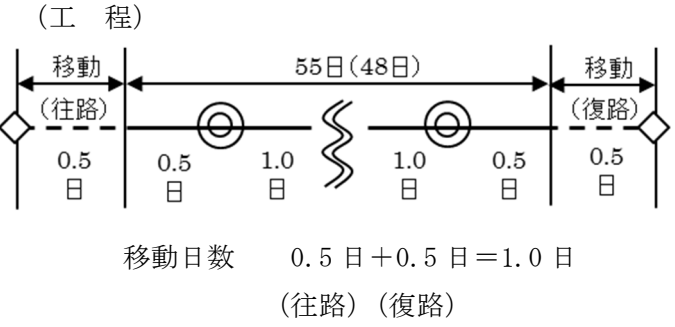
ア 積算条件

業務内容：測量業務

滞 在 地：乙地方

基地～滞在地までの距離：120km

職種区分	編成 (人)	外 業 実日数	滞在 日数
測量技師	1	35	48
測量技師補	1	40	55
測量助手	1	40	55



イ 交通費（ライトバン）

1 日当たり運転時間 4h（120km÷30km/h）より損料＝1,832 円/日、ガソリン＝1,771 円

ウ 旅費交通費（当初設計（宿泊費基準額が 11,000 円（税込み）の場合））

	<u>宿泊費</u>	<u>宿泊手当</u>	<u>滞在日数</u>	
測量技師	=	(10,000 + 2,181) × 48	=	584,688 円
測量技術士補	=	(10,000 + 2,181) × 55	=	669,955 円
測量助手	=	(10,000 + 2,181) × 55	=	669,955 円
旅費交通費計	=	(1,832+1,771) × 2+584,688+669,955+669,955	=	<u>1,931,804 円</u>

エ 旅費交通費（設計変更（宿泊実費総額が 1,235,000 円（税込み）の場合））

	<u>官積算宿泊費</u>	<u>宿泊実費総額</u>	
<u>宿泊費</u>	=	1,580,000 ≥ 1,122,727	= 1,122,727 円

	<u>宿泊手当</u>	<u>官積算総滞在日数</u>	
<u>宿泊手当</u>	=	2,181 × 158	= 344,598 円

	<u>交通費</u>	<u>宿泊費</u>	<u>宿泊手当</u>	
<u>旅費交通費計</u>	=	(1,832+1,771) × 2 + 1,122,727 + 344,598	=	<u>1,474,531 円</u>

(4) 打合せ交通費の積算

打合せについては、公共交通機関を利用することを標準とするが、実情を勘案し算定するものとする。

① 通勤により打合せを行う場合

旅費交通費の算定において、交通費（鉄道賃・船賃、ライトバン経費及び高速料金）のみ計上することとする。

② 滞在して打合せを行う場合

【宿泊を要する場合】

旅費交通費＝交通費×往復＋（宿泊費＋宿泊手当）×宿泊日数

※注 交通費（鉄道賃、船賃、ライトバン経費及び高速料金）

イ 交通費（ライトバン）

1 日当たり運転時間 4hr（120km÷30km/hr）より損料＝1,710 円/日、ガソリン＝1,575 円

ウ 旅費交通費

	<u>普通旅費相当分</u>				<u>滞在日額旅費相当分</u>			
	<u>交通費</u>	<u>日当</u>	<u>日数</u>	<u>宿泊費</u>	<u>宿泊費</u>	<u>日数</u>	<u>宿泊費</u>	<u>日数</u>
測量技師	=	(0 + 1,019) × 2 + 9,074 + 8,509	× 28 + 7,648 × 19	=	394,676 円			
測量技術士補	=	(0 + 787) × 2 + 7,222 + 6,861	× 28 + 6,175 × 26	=	361,454 円			
測量助手	=	(0 + 787) × 2 + 7,222 + 6,861	× 28 + 6,175 × 26	=	361,454 円			
旅費交通費計	=	394,676+361,454+361,454+	(1,710+1,575) × 2	=	1,124,154 円			

（新設）

(4) 打合せ交通費の積算

打合せについては、公共交通機関を利用することを標準とするが、実情を勘案し算定するものとする。

① 通勤により打合せを行う場合

旅費交通費の算定において、交通費（鉄道賃・船賃、ライトバン経費及び高速料金）のみ計上することとする。

② 滞在して打合せを行う場合

【宿泊を要する場合】

	<u>普通旅費相当分</u>	<u>宿泊 2 泊目以降分</u>
旅費交通費＝	(交通費＋日当) × 往復＋宿泊費（1 泊目）＋ (宿泊費＋日当) × 滞在日数	
	<u>6 (1) の日当及び宿泊費</u>	

※注 交通費（鉄道賃・船賃等又はライトバン経費・高速料金）

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

③ 打合せ旅費交通費の積算例

【滞在】

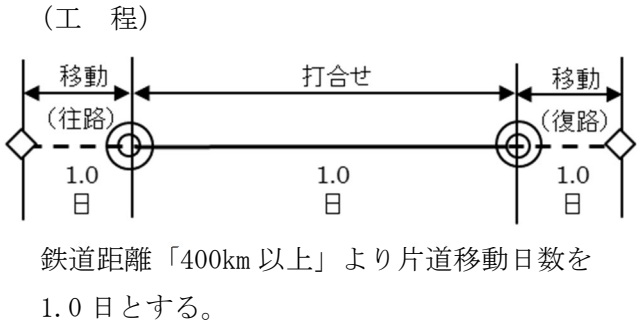
ア 積算条件

業務内容：設計業務

滞 在 地：乙地方

基地～滞在地までの距離：430km

職種区分	編成 (人)	打合せ 日 数
主任技師	1	1
技 師 A	1	1
技 師 B	1	1



イ 交通費

鉄道賃 運賃 (片道) = 8,000 円 $\times 100 \div 110 = 7,272$ 円
急行運賃 (片道) = 5,500 円 $\times 100 \div 110 = 5,000$ 円

計 = 12,272 円

ウ 旅費交通費

主任技師 = 交通費 往復 宿泊費 宿泊手当 宿泊日数
= 12,272 $\times$ 2 + (10,000 + 2,181) $\times$ 2 = 48,906 円
技師A = 12,272 $\times$ 2 + (10,000 + 2,181) $\times$ 2 = 48,906 円
技師B = 12,272 $\times$ 2 + (10,000 + 2,181) $\times$ 2 = 48,906 円
旅費交通費計 = 48,906 + 48,906 + 48,906 = 146,718 円

ア 日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数、打合せを行うために滞在した日数について計上する。

ただし、往復移動距離が 100km 未満の場合は、日当を計上しない。

イ 移動に要する日が 0.5 日未満で昼食を要しないことが明らかな日である場合は、2 分の 1 を計上する。

ウ 日当は、ライトバンを利用する等により交通費実費が伴わない場合は 2 分の 1 とする。

エ イ及びウの条件を同時に満たす場合は、日当を計上しない。

オ 日当は、移動が伴わない場合は 2 分の 1 とする。

③ 打合せ旅費交通費の積算例

【滞在】(技術者単価は、平成 2 6 年度単価を使用し計算)

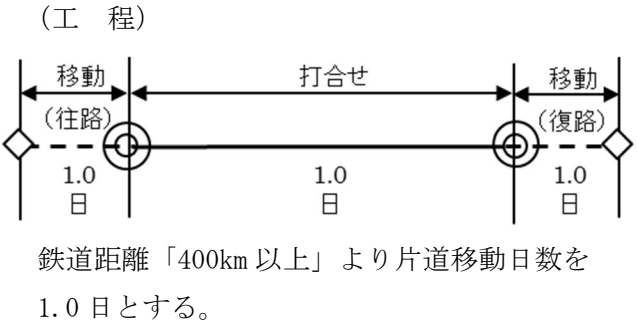
ア 積算条件

業務内容：設計業務

滞 在 地：乙地方

基地～滞在地までの距離：430km

職種区分	編成 (人)	打合せ 日 数
主任技師	1	1
技 師 A	1	1
技 師 B	1	1



イ 交通費

鉄道運賃 普通運賃 (片道) = 6,000 円 $\times 100 \div 108 = 5,555$ 円
特急運賃 (片道) = 4,000 円 $\times 100 \div 108 = 3,703$ 円

計 = 9,258 円

ウ 旅費交通費

主任技師 = 普通旅費相当分 宿泊 2 泊目以降分
= 交通費 日当 日数 宿泊費 宿泊費 日当 日数
= (9,258 + 2,407) $\times$ 2 + 10,925 + (10,925 + 1,204) $\times$ 1 = 46,384 円
技師A = (9,258 + 2,037) $\times$ 2 + 9,074 + (9,074 + 1,019) $\times$ 1 = 41,757 円
技師B = (9,258 + 2,037) $\times$ 2 + 9,074 + (9,074 + 1,019) $\times$ 1 = 41,757 円
旅費交通費計 = 46,384 + 41,757 + 41,757 = 129,898 円

(5) 交通費

当該業務に必要な交通費を積上げて算定するものとし、公共交通機関による交通費は、往復割引があるものについては割引料金を適用した積算とする。

また、ライトバンによる交通費のうち高速料金については、各種割引が明確な場合は、割引料金を適用した積算とする。

なお、交通費の算定は、現地作業及び打合せに係る技術者の所要人員に運賃等に乗じて求めるものとする。

消費税相当分を含んだ金額の場合の積算は、消費税率で割戻した金額とする。（1円未満切捨て）

① 鉄道賃

（削る。）

（削る。）

ア 鉄道賃は、①運賃、②急行料金、③寝台料金、④座席指定料金を計上することができる。

なお、②～④の料金は運賃に加えて支払うものであって、特に必要とするものに限る。

イ アの料金の上限は、運賃等の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最下級の運賃等により計上する。

ウ 複数の路線がある場合は、最も経済的な経路により計上する。

② 船賃

ア 船賃は、①運賃、②寝台料金、③座席指定料金を計上することができる。

なお、②～③の料金は運賃に加えて支払うものであって、特に必要とするものに限る。

イ アの料金の上限は、運賃等の等級が区分された船舶により移動する場合は、最下級の運賃等により計上する。

③ 航空賃

ア 当該業務の内容及び日程並びに当該業務に係る旅費総額を勘案して、航空機を利用することが最も経済的な経路の場合に計上する。

イ 航空賃は、①運賃、②座席指定料金を計上することができる。

なお、②の料金は運賃に加えて支払うものであって、特に必要とするものに限る。

(5) 交通費

当該業務に必要な交通費を積上げて算定するものとし、公共交通機関による交通費は、往復割引があるものについては割引料金を適用した積算とする。

また、ライトバンによる交通費のうち高速料金については、各種割引が明確な場合は、割引料金を適用した積算とする。

なお、交通費の算定は、現地作業及び打合せに係る技術者の所要人員に運賃等に乗じて求めるものとする。

消費税相当分を含んだ金額の場合の積算は、消費税率で割り戻した金額とする。（1円未満切り捨て）

① 鉄道運賃

旅客運賃、特別急行料金及び急行料金の計上の区分は、下表のとおりとする。

<u>片道一路線の距離</u>	<u>旅客運賃</u>	<u>特別急行料金</u>	<u>急行料金</u>
<u>L < 50km</u>	<u>〇</u>		
<u>50km ≤ L < 100km</u>	<u>〇</u>		<u>〇</u>
<u>100km ≤ L</u>	<u>〇</u>	<u>〇</u>	

（注） 1．片道路線とは、乗り換え毎に算出する。したがって、出発地から現地までの距離が 100km を

越えても乗り換え毎の距離が 100km 未満であれば、特別急行料金は計上できない。

2．特別急行列車、急行列車、全車指定列車だけしか運航されていない路線については距離に関係なくそれぞれの料金を計上する。

3．複数の路線がある場合は、最も経済的な経路により計上する。

② 船賃

船賃は、旅客運賃を計上する。なお、座席指定だけの路線については、座席指定料金も計上する。

（新設）

③ 航空賃

当該業務の内容及び日程並びに当該業務に係る旅費総額を勘案して、航空機を利用することが最も経済的な経路の場合に計上する。

（新設）

④ 車賃

バス路線は、普通運賃を計上する。

⑤ ライトバン損料等

ライトバン損料等は、下表のとおり計上する。

名 称	単位	数量	単 価	摘 要
ライトバン時間損料	時間			1,500cc 森林整備保全事業建設 機械損料算定表による。
ライトバン日損料	日			
ガソリン	リットル			2.7ℓ/h×〇h スタンド渡し

- (注) 1. ライトバンの運転時間は、一般道路 30km/h、高速道路等 80km/h で計算し時間あたりに四捨五入する。
2. 高速道路等の料金は、別途計上する。(消費税抜きの金額)
3. 運転労務は計上しない。

(削る。)

④ 車賃

バス路線は、普通運賃を計上する。

⑤ ライトバン損料等

ライトバン損料等は、下表のとおり計上する。

名 称	単位	数量	単 価	摘 要
ライトバン時間損料	時間			1,500cc 森林整備保全事業建設 機械損料算定表による。
ライトバン日損料	日			
ガソリン	リットル			2.7ℓ/h×〇h スタンド渡し

- (注) 1. ライトバンの運転時間は、一般道路 30km/h、高速道路等 80km/h で計算し時間あたりに四捨五入する。
2. 高速道路等の料金は、別途計上する。(消費税抜きの金額)
3. 運転労務は計上しない。

(6) 日当、宿泊費単価

① 日当及び宿泊費

職 種	普 通 旅 費			摘 要
	日 当	宿 泊 費		
		甲地方	乙地方	
調査業務				
地質調査技師	2,200	10,900	9,800	国家公務員行（一）職 4 級相当
主任地質調査員	1,700	8,700	7,800	〃 2 〃
地質調査員	1,700	8,700	7,800	〃 1 〃
測量業務				
測量主任技師	2,200	10,900	9,800	国家公務員行（一）職 6 級相当
測量技師	2,200	10,900	9,800	〃 4 〃
測量技師補	1,700	8,700	7,800	〃 2 〃
測量助手	1,700	8,700	7,800	〃 1 〃
測量補助員	1,700	8,700	7,800	〃 1 〃
操縦士	2,200	10,900	9,800	〃 4 〃
整備士	2,200	10,900	9,800	〃 3 〃
撮影士	2,200	10,900	9,800	〃 3 〃
撮影助手	1,700	8,700	7,800	〃 1 〃
測量船操縦士	1,700	8,700	7,800	〃 1 〃
設計業務				

主任技術者	2,600	13,100	11,800	国家公務員行（一）職 10 級相当
技師長	2,600	13,100	11,800	〃 9 〃
主任技師	2,600	13,100	11,800	〃 7 〃
技師 A	2,200	10,900	9,800	〃 6 〃
技師 B	2,200	10,900	9,800	〃 4 〃
技師 C	2,200	10,900	9,800	〃 3 〃
技術員	1,700	8,700	7,800	〃 2 〃

- (注) 1. 上記の金額は、消費税相当分を含んだ金額である。
- 積算は、消費税率で割り戻した金額とする。(1 円未満切り捨て)
2. 宿泊料の欄中の甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち財務省令で定める地域その他これに準ずる地域で、乙地方とは、その他の地域をいう。
3. 地質、土質調査業務の解析業務は設計業務に準ずる。
4. 宿泊費（普通旅費）は、現地に到着した日を計上する。

② 滞在して業務を行う場合の宿泊費

職 種	滞 在 日 額 旅 費			摘 要
	宿 泊 費			
	30 日未満	30 以上 60 日未満	60 日以上	
調査業務				
地質調査技師	9,190	8,260	7,350	国家公務員行（一）職 3 級相当以上
主任地質調査員	7,410	6,670	5,930	国家公務員行（一）職 2 級相当以下
地質調査員	7,410	6,670	5,930	〃
測量業務				
測量主任技師	9,190	8,260	7,350	国家公務員行（一）職 3 級相当以上
測量技師	9,190	8,260	7,350	〃
測量技師補	7,410	6,670	5,930	国家公務員行（一）職 2 級相当以下
測量助手	7,410	6,670	5,930	〃
測量補助員	7,410	6,670	5,930	〃
操縦士	9,190	8,260	7,350	国家公務員行（一）職 3 級相当以上
整備士	9,190	8,260	7,350	〃
撮影士	9,190	8,260	7,350	〃
撮影助手	7,410	6,670	5,930	国家公務員行（一）職 2 級相当以下
測量船操縦士	7,410	6,670	5,930	〃

(6) (略)

【参 考】

打合せ及び外業作業に係る所要日数の算定方法

(1) 外業に係る所要日数の算定は、下記によるものとするが、5 日以下の場合は適用しない。

所要日数＝移動に係る日数＋滞在日数

滞在日数＝（外業実日数）＋（（外業実日数－1）／5）×2（小数点以下切捨て整数止）

(2) (略)

設計業務				
主任技術者	9,190	8,260	7,350	国家公務員行（一）職 3 級相当以上
技師長	9,190	8,260	7,350	〃
主任技師	9,190	8,260	7,350	〃
技師 A	9,190	8,260	7,350	〃
技師 B	9,190	8,260	7,350	〃
技師 C	9,190	8,260	7,350	〃
技術員	7,410	6,670	5,930	国家公務員行（一）職 2 級相当以下

(注) 1. 上記の金額は、消費税相当分を含んだ金額である。

積算は、消費税率で割り戻した金額とする。（1 円未満切り捨て）

積算は、目的地に到着した日は普通旅費による宿泊料とし、翌日から目的地を出発する日の前日までの日数について、滞在日額旅費による宿泊料を計上する。

2. 地質、土質調査業務の解析業務は設計業務に準ずる。

(7) (略)

【参 考】

打合せ及び外業作業に係る所要日数の算定方法

(1) 調査・測量業務の外業に係る所要日数の算定は、下記によるものとするが、5 日以下の場合は適用しない。

所要日数＝移動に係る日数＋滞在日数

滞在日数＝（外業実日数）×30/22（小数点以下切上げ整数止）

(2) (略)

附 則

この通知は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。